

OHADA（アフリカ商事法調和化機構）会計システムの 形成過程：ユーロ・アフリカ・モデル構築の試み

小津， 稚加子
九州大学大学院経済学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/1937154>

出版情報：経済學研究. 85 (1), pp.85-103, 2018-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

OHADA（アフリカ商事法調和化機構） 会計システムの形成過程

— ユーロ・アフリカ・モデル構築の試み —

小 津 稚 加 子

1. はじめに

本稿では、中央部・西部アフリカ諸国¹⁾の会計基準の形成過程を考察する。

中央部・西部アフリカ諸国に着目する理由は次の通りである。まず、欧米と比して金融危機の影響が相対的に軽微であったアフリカを、中国、インドに次いで魅力的な市場ととらえる向きがあること、次に、相対的に若年層が多いため、生活基盤を支えるインフラ需要が見込まれるなど、潜在成長力が大きいこと、最後に、西部アフリカのフランス語圏アフリカには、西部アフリカ地域証券取引所（BRVM）という広域地域証券取引所が設立されているからである。国際会計の論点からは、広域地域証券取引所があるならば、当該地域において、上場企業が準拠する会計基準が、証券取引所所在国内で統一化される方向にあるのか、あるいは相互承認されているのか、そもそもアフリカの新興経済国における会計基準の発展過程はどのような経路をたどり、現在どれくらい国際会計基準（IFRS）と調和しているのか、という疑問が湧く。そこで、このような背景を踏まえ、本稿では、中央部・西部アフリカ諸国の会計基準がいかに形成されてきたか歴史的にアプローチする。

50カ国を超えるアフリカの国々のなかで、サブサハラ（サハラ砂漠以南）の中央部・西部地域の諸国は、フランスを宗主国としていたため、フランス法域の延長線上にある。しかも会計基準はフランスのプラン・コンタブル・ジェネラルを模範として設計された会計の枠組みが導入され、定着している。現在は、OHADA（アフリカ商事法調和化機構）という政府間組織によって、OHADA 会計システム（SYSCOHADA）が作成され、適用されている。

次のような構成で議論を展開する。第2節で、OHADA 会計システム以前を取り上げ、フランスからの会計基準の流入と周辺地域への波及を整理する。第3節で、OHADA 会計システムの概要を考察する。第4節で、適用事例について述べる。第5節は、要約のまとめである。本稿全体の考察を通して、フランスから受け入れ、EUに同調するように発展した会計基準が地域の財務報告インフラとして再構築され定着していることを明らかにする。

1) 国際連合の統計用標準国・地域コード（Standard Country or Area Codes for Statistical Use: UN M.49）に従い、中央部、西部という分類を使用している。

1.1. アフリカへの株式投資残高と資金流入

西部アフリカの地域証券取引所は、地域共同体である西部アフリカ経済通貨同盟（UEMOA / WAEMU）をベースにした広域証券取引所であり、他のアフリカの地域経済共同体には例がない。また、西部アフリカには、仏領アフリカ植民地通貨であるCFAフランが、現在も利用されており²⁾、様々な地域組織が整備されている（林、2010）ことが分かっている。

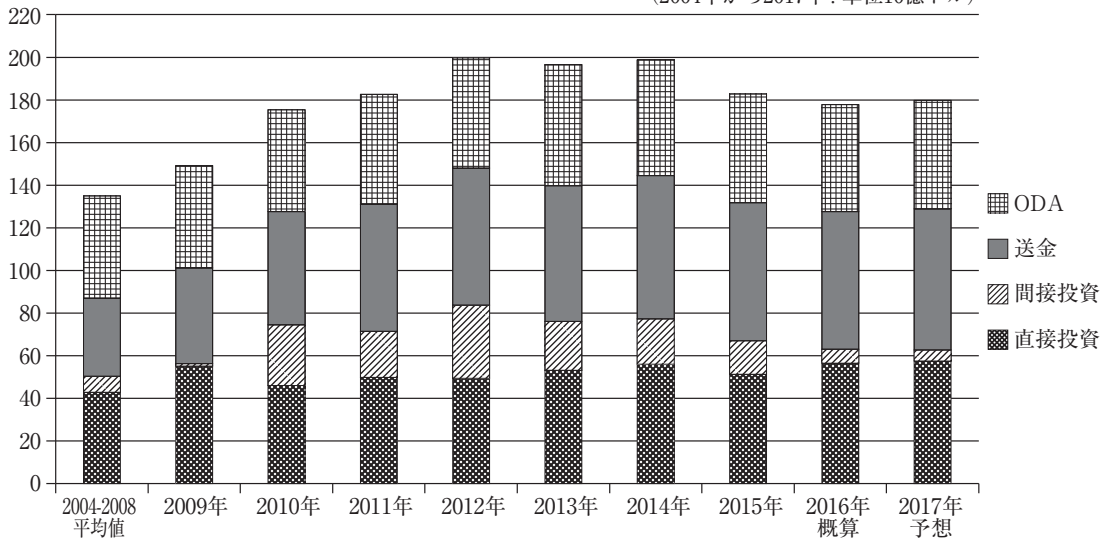
図表1 アフリカの主要諸国の株式投資残高 (単位：100万ドル)

	2001年	2005年	2010年	2015年	2016年	成長率 (2001年-2016年)
南アフリカ	19,895	80,861	158,269	147,606	165,599	732%
エジプト	1,214	8,216	25,551	8,800	10,392	756%
CFAフラン圏	1,218	927	2,580	7,004	9,996	721%
モロッコ	1,364	2,185	4,127	8,395	8,406	516%
ナイジェリア	370	1,169	3,991	9,311	7,791	2007%
チュニジア	1,628	3,613	4,060	3,789	4,381	169%

(注) IMF Data, Coordinated Portfolio Investment Survey (Table 16) にもとづき著者作成。

図表2 アフリカへの資金流入

(2004年から2017年：単位10億ドル)



(注) African Economic Outlook (2016-2017) にもとづき著者作成。

さらに、図表1 アフリカの主要諸国の株式投資残高 が示すように、2001年を基準年として、2016年におけるCFAフラン圏の名目成長率は721%であり、エジプト、南アフリカと並ぶ水準で成長が有

2) 1999年1月1日からユーロペッグしている。1ユーロ=655.957CFAフランに固定されている。西アフリカ諸国中央銀行と中部アフリカ諸国中央銀行が発行機関である。

望視される。また、図表2 アフリカへの資金流入からは、送金と直接投資が高い比率を占める事実には変わりはないが、間接投資の変動がアフリカへの資金流入を大きく左右する要因となっていることが確認できる。

しかしながら、間接投資を受け入れるために必要条件となる会計基準の整備状況、なかんずく発行市場や流通市場において財務報告されるときに利用される会計基準の質の分析は十分でない。西部アフリカ広域地域証券取引所構想には、英語圏西アフリカ諸国などアフリカの他の地域も追随する動きがある（林、2010）という指摘がされている。これに鑑みると、広域証券取引所構想を下支えするアフリカ新興経済圏の会計基準を調査しておくことは、新興経済国の株式市場の発展を見通すうえで意義がある。

1.2. OHADA 構成国の概要

最初に、対象となっている諸国の概要を説明する。OHADA 構成国は、図表3のとおりである。2018年現在、17カ国である。

OHADAの根拠となる条約は、1993年にモーリシャスの首都ポートルイスで締結され、2008年にカナダ、ケベックで改正された。「アフリカ商事法の調和化に関する条約」は1995年に発行した。構成国の大半はフランス法系の諸国であったが、2008年に改正されたOHADA条約第42条は、それまでフランス語のみであった公用語に、英語、スペイン語、ポルトガル語を加えている。文書は、フランス語で公表された場合に効力を有し、他の言語への翻訳に齟齬がある場合、フランス語が証拠となると（OHADA条約42条後段参照）。よって、フランス語版が現実的には正本としての役割を果たしていると解釈できる。

図表3 OHADA 構成国

構成国	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ、コンゴ (RDC)
公用語	フランス語、英語、スペイン語、ポルトガル語

OHADAは、経済危機とアフリカにおける急激な投資水準の下落に対する危機感を背景として設立された。域外の資金をアフリカに回帰させるため、アフリカ開発銀行が推進している。とくに立法および司法が不安定であると、投資家からの信頼性に答えることができないと認識された³⁾。そこで、統一的な商事法を作成し、この地域における市場統合と法制度の統一を同時に実現しようという構想が生まれたのである。OHADAは、アフリカ大陸の西部から中央部に位置する諸国17カ国から構成されている。西部アフリカ地域証券取引所（BRVM）を設立した8カ国（ベナン、ブルキナファソ、コ

3) 「OHADAの歴史」を参照した。（<http://www.ohada.org/index.php/en/ohada-in-a-nutshell/history>）

トジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ) も、OHADA 構成国に含まれており、統一法を共有している。

1.3. OHADA 統一法

OHADA 構成国が共有している統一法は、図表4のとおりである。1997年から2017年までに10の法律が制定、採択されている。

図表4 OHADA 統一法

法規の名称	採択年	改正および備考
統一商事通則法	1997年	2010年12月15日改正
統一商事会社法	1997年	2014年1月30日改正
統一担保法	1997年	2010年12月15日改正
統一倒産処理法	1998年	—
統一執行法	1998年	—
統一仲裁法	1999年	2015年9月10日改正
統一会計法	2000年	2017年1月26日改正
統一道路物品運送法	2003年	—
統一共同組織法	2010年	—
統一調停法	2017年	—

(注) Dobill, M. (2013, pp.23-24) および小塚、曾野 (2015, 7 頁) を参照した。
最新改正については、<http://www.ohada.com/actes-uniformes.html> (2018年4月30日確認) を参照した。

ここで、会計領域に関するものは統一会計法 (Acte Uniforme relative au Droit Comptable et à l'information financière) であり、その目的は、企業会計と財務情報の調和化である。統一会計法の附則には、OHADA 会計システム (Système Comptable OHADA) が含まれている。

2. 企業会計基準のアフリカへの流入—OHADA 会計システム以前—

最初に、OHADA 統一法ならびに OHADA 会計システム以前の状況を確認しておく。

2.1. アフリカにおける不完全な会計統一化とフランスの影響

国連多国籍企業センター、世界銀行、国際労働機関が1989年9月から12月にかけて行った調査 (調査対象国45カ国) によれば、1970年代中頃から1980年代中頃にかけて、アフリカには会計基準を整備しようという機運があった。フランス語圏 (フランス語を公用語に併用している諸国を含む) 19カ国のうち13カ国が、OCAM プラン・コンタブルを基礎にした会計基準を利用していた⁴⁾。

OCAM プラン・コンタブルとは、1970年にフランスの当時の会計基準設定主体である国家会計審議会 (CNC) の協力を得てアフリカ・マダガスカル共同機構 (OCAM) および中部アフリカ関税経済同

盟（UDEAC）加盟国が、自国の会計基準を作成する際の「参照モデル」とした会計基準である。国ごとに単独で会計基準を作成・開発するのではなく、「広域でひとつの会計モデル」を提供するというプロジェクトであった。

1980年代までの西部、中央部アフリカ諸国の基準は、フランス語圏アフリカ諸国のために作られた唯一の会計基準があったにもかかわらず、国連の調査結果が示すように（上述）、完全に統一化されていたわけではなかった。ルーツをたどれば、OCAM プラン・コンタブルは、フランス国家会計審議会のアンドレ・プロスト（André Prost）とフランス国立統計経済研究所（INSEE）のジャン・ポール（Jean Paul）が関与していたのだから、フランスの企業会計・国民経済計算思考のもとで構築された会計基準であったことに疑いの余地はない。つまり、西部、中央アフリカ諸国の会計基準は、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルと同様、「大陸ヨーロッパモデルで、マクロ志向型（Alexander and Nobes, 1994）」であり、「政府主導の会計で、税務と強く結びついた（Collette et Richard, 1990, p.8）」会計基準という共通点をもつものの地域の実態は会計調和化であり、統一化には遠かった。

「マクロ志向」で「税務と結びついた」会計が、開発途上国の会計基準設計に親和的であるという認識は、いまなお肯定されている。引用しよう。

「フランスの会計標準化は、2000年までに適切で信頼できる要素を会計規律のなかに作り上げた。それは企業の財務構造と業績を理解するために必要な秩序であった。会計標準化は、中央銀行データ・バンクの源泉であり、マクロ経済や部門への貢献や同業種間の会計情報の比較可能性を担保している。フランスの会計標準化は税務や統計への連携が知られている。さらに、中小会社の経営を支援した。（…）フランスの会計標準化の方向性は、工業化しているが、企業数がさほど多くなく、それが経済の基幹産業となっているような、開発途上国にとって不可欠のように思われる。（Pérochon, 2000, p.917）」

しかし、この、クロード・ペロシオン教授が語る説明と相反する見方もある。Kitémo and Mereau (2016) は、OCAM プラン・コンタブルは「野心的な試みであった」が、1970年代のアフリカ諸国の能力や初期政権に固有の惰性を考慮していなかった、と批評している。また、彼らはこのような会計基準開発をめぐる状況は、「単一の窓口を通過して会計基準が作られた」のであり、多様性を加速化させるには妨げとなった、とも指摘している。Kitémo and Mereau (2016) の指摘は、「もし、西部アフリカ諸国がフランス以外に窓口をもっていたならば、どのような発展経路をたどったのか」を想定する言説なので、これ以上問うことはできない⁵⁾が、重要な指摘である。OCAM プラン・コンタブルの

4) 国連の調査対象外であった、中央アフリカ、ガボンも OCAM プランと類似性が高い会計基準をもっていた、という。また、著者はフランスの会計基準設定主体を訪問した折に、OCAM プラン・コンタブル改訂のための討議資料を閲覧したことがある。西部アフリカ諸国の承認前であったため未公開であり、論文に公表しないという約束であった。討議資料「アフリカ基礎会計システムのためのプロジェクト案（Observations relatifs à l'avant projet du Système Comptable Africain de Référence: SCAR）」は205頁ある。用語、評価規則、勘定組織、財務諸表、特別規定からなる（SCAR, p.7.）。

5) 西部、中央アフリカ諸国に対しては、その後も、仏語圏会計士連盟が会計基準開発を担い続けることになる。

構想がいかに開発途上国に「野心的な試み」であったかは、別の機会に論じることとし、本稿における議論は先に進むことにしよう。

2.2. OCAM プラン・コンタブルの目的

さて、OCAM プラン・コンタブルは、1970年に第1版が作成された。1979年に僅かに修正された第2版が出され、1988年に第3版が公布された。OCAM プラン・コンタブルは、加盟国への会計基準の適用を通じて3つの目的を達成しようとした。それは、会計情報を有用にするための勘定の整備、会計標準化、情報技術の利用、である。

勘定の整備は、勘定を正しく使って帳簿記録を行い、決算書類を作成できるようにすることを意図している。具体的には、会計基準を構成する章のなかで、帳簿組織の基礎となっている勘定組織（カドル・コンタブル：cadre comptable）および勘定科目が一目目ずつ説明されている。勘定組織を構成する主要勘定は2桁の数字が10進法で付けられ、ひとつの勘定科目に1ページの説明が付されている。そこに勘定の定義、下位項目の説明が付けられている。仕訳の相手勘定が列挙されており、初歩的な会計知識しかもたない会計担当者でも、参照しながら取引を帳簿に記録し、期末には財務諸表を作成することができるような構成にしている。財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、資金計算書である。損益計算書は付加価値を表示する点に特徴がある。資金計算書は総資金概念の資金計算書であり、資金フローはマクロ会計に連携できる構成になっているところに特徴がある。

会計標準化とは、会計用語や勘定を統一的に使用し、会計基準にもとづく財務諸表の様式を教義的に普及させ、企業や会計担当者に浸透させることと理解される。また会計標準化には、会計数値を経済統計の基礎データに利用し、それをもって経済政策の立案にも積極的に貢献させるという側面が含まれている。最後に情報技術の利用は、コンピュータ等の活用を意味しており、プランでは会計記録をする際に使用される勘定番号を十進法分類で整理することを工夫している。実際に会計実務で情報処理技術がどの程度利用されているかは実態調査の裏付けを要するが、この情報技術利用の目的は勘定組織案のなかに具体的に表現されている。

2.3. 欧州の動向ないしは欧州理事会会社法第4号指令のアフリカにおける取り込み方

OCAM プラン・コンタブルが、西部・中央アフリカ諸国に適用された頃、本国フランスでは、拡大ECのもとで欧州理事会指令第4号指令への会計調和化に対応するため、プラン・コンタブル・ジェネラルの改訂が検討されていた。

第4号指令をめぐる重要な論点は「真実かつ公正な外観（true and fair view）」であった。この概念について黒田（1989、104-105頁）は、「第4号指令は、欧州議会および経済社会評議会の見解にもとづき、イギリス財務報告の最高理念 true and fair view の概念をとり入れ、確定指令はこの概念を引き継いだ。実は〔イギリスの財務報告は；著者注〕職業会計士団体代表によって構成される意見を基盤とするのであって、(…)より具体的には独仏主導型会計基準形成に対するイギリスの影響力を示す事実として評価しなければならない」と指摘している。

フランスにおいては、イギリスで生まれた概念をどのように企業会計に取り入れるかが問題であった。True and fair view は、第4号指令のフランス語成文では image fidèle〔日本語では、誠実な概観〕と訳され、旧国内法の régularité⁶⁾ et sincérité〔正規性および誠実性〕にとって代わっていた。

フランス会計界において、True and fair view への対応が理論的に容易な作業でなかったことは、次の記述からも分かる。ベルナール・コラス教授は著書『財務会計 第7版』のなかで、次のように述べている。

「(…) イギリスやオランダで使われていた〔true and fair view という；著者注〕概念は会社の決算書類に関する欧州理事会第4号指令のプラン・コンタブル・ジェネラルへの適用を検討するまで、フランスではほとんど知られていなかった。(…) あくまでも第4号指令への調和の結果であることを強調しておくが、〔調和化法では；著者注〕『年次計算書類は、正規性と誠実性を備え、企業の財産と財政状態に関して image fidèle〔誠実な概観〕を与えなければならない』と規定することにした。それゆえに、〔第4号指令以降のフランス会計報告においては；著者注〕注記・附属明細書の役割が重要になった。(…) (Colasse, 2001, pp.394-395.)」

True and fair view という、ごく普通の英語を EC 公用語として加盟各国語で適切に表現することにヨーロッパの専門家の間でも困難が伴ったことは、黒田（1989, 105-107頁, 注6）でも論じられている⁷⁾。フランスでの解釈は、Colasse（2001）によれば、true and fair view という新しい概念のもとで、会計監査人はどのような状況において離脱することができるのか、という疑問であった。その帰結は、image fidèle（誠実な概観）とは、規則に則っており（régulière）、慎重（prudence）な表示を与えねばならない⁸⁾というものであった。要するに、true and fair view（真実かつ公正な概観）は第4号指令フランス語成文では image fidèle（誠実な概観）となったが、プラン・コンタブル・ジェネラルの会計原則部分には旧国内法と整合的な正規性と誠実性を保持した。そして第4号指令国内法化のための調和化法において、注記・附属明細書にも法的価値が付与された⁹⁾（野村、355頁）。

では、true and fair view への対応をめぐる進んだ欧州の会計調和化はアフリカ諸国の会計基準にどのように影響を与えたのか。OCAM プラン・コンタブルの基礎原則には、既にフランスからもたらされた真実性と正規性が規定されていた。そして、後継の会計基準である、SYSCOA（西アフリカ会計システム）は、欧州の会計調和化の影響を、計算構造や会計原則でもなく、財務諸表体系のなかで吸収した。すなわち、SYSCOA では注記・附属明細書の様式が増えており、欧州における第4号指令

6) 仏和辞典では、規則正しさ、適法性、合法性、規則に則っていること。

7) また、Walton（1996, p.14）は、19世紀に英国会社法においては true and correct view と規定されていたものの、計算書類の実際の様式や作成の仕方は詳細に規定されていたわけではなく、役割は明確ではなかったと述べている。

8) 議論の詳細は、Colasse（2001, pp.395-397）。

9) 改正商法典では、「年次計算書類は、貸借対照表、成果計算書および注記・附属明細書によって構成する。これらは解離不能一体を形成する。」本規定を受け、施行令では「注記・附属明細書の数値の記載は、(…) 貸借対照表及び成果計算書の作成の場合と同じ原則及び方法にしたがって行うものとする。」となった。規定は、de Kerviler（1986, p.89）、野村（1999, 363頁）より掲記した。

をめぐる議論の影響が、西部アフリカ諸国の会計基準にまで表れた (Kitémo and Mereau, 2016) と解釈されている。

第4号指令の影響を会計原則や基礎概念に取り込まず、注記・附属明細書の様式で対応するという方向性は、フランスにおける帰結と整合的である。このように、西部・中央部アフリカ諸国にとって、会計基準にグローバル化を取り入れるルートはフランスと欧州大陸に限られていた¹⁰⁾。

3. OHADA 会計システムの特徴

3.1. 意義

第2節では、OHADA 会計システム (SYSCOHADA) が登場する以前を取り上げた。フランスからは会計原則と会計標準化の理念を取り入れ、そして欧州からは欧州理事会指令の影響を注記・附属明細書による開示情報の拡大に方向づけながら取り入れたことを述べた。

最初に OHADA 会計システムを検討する意義を確認しておく。林 (2010) は、アフリカで2つ以上の地域経済共同体に加盟する国が少なくないのは、この地域の特徴であり、目指す方向性や具体的な施策が一致しない複数の共同体に加盟していることが、アフリカの各地域における広域証券取引所構想の具体化に後れをもたらしめている、と指摘している。この、林 (2010) の指摘は OHADA 構成国における会計制度の統一化が進まなかった内部事情をある程度説明しているかもしれない。事実、OHADA 構成国の会計基準は、地域内の会計実務や理論の発展を取り入れながら基準の改訂を重ね、発展していくというような単線的な発展経路を辿っていない。Causse (1999) が明解な表現をしているように、「こちら [フランス] と向こう [フランス語圏アフリカ] をジグザグに進むように2つの会計標準化が進行した」のである。そして、発展過程は次のように整理できる (Causse, 1999)。

- 1947年版と1957年版プランがフランスとアフリカで適用。
- OCAM プランが1957年版プランの欠陥を補うものとして公表。
- フランスの1982年版プランが OCAM プランの経験にもとづき公表。
- 西部アフリカ経済通貨同盟加盟国¹¹⁾ (8カ国) は、OCAM プランと1982年版プランの経験、国際的な動向を踏まえ SYSCOA を公表。

そして、2001年7月に規則 (07/2001/CM/UEMOA) を公布して、OHADA 統一法ならびに同附則に反する規定を事実上廃止した (Sambe, O. and Diallo, M. I., 2014)。したがって、次のことを指摘できる。

10) むろん、「会計のフランス学派 (Ecole francophone de comptabilité) と称されるグループからは異なる解釈が示されている。Blin (1995) は、フランスの会計体系が普及するのは、大陸型の会計は異文化圏でも定着するのに適した会計体系だからであり、アングロ・サクソン型の会計よりも一般性 (universalité) を備えた基準体系であるからと指摘している。

11) OHADA 構成国でもある。

- SYSCOA と OHADA 会計システムのダブル・スタンダード化を解消。

よって2001年以降は、西部アフリカ経済通貨同盟においても OHADA 会計システムが、準拠すべき、優先性の高い会計基準となっている。このように、OHADA 会計システムは OHADA 統一法のもとで、アフリカの地域経済共同体に横断的に適用されることから、アフリカが抱えてきた不統一な会計基準という課題を克服する可能性がある。しかも、広域証券取引規制を支え、証券取引所の機能を活かすための重要な装置とみることができる。以下では、アフリカ商事法調和化機構（OHADA）で採用されている会計体系である、OHADA 会計システムについてさらに踏み込んで説明する。

3.2. OHADA 会計システムの概要

OHADA 会計システムは、西部および中央部アフリカ諸国に適用される統一的な会計基準である。統一会計法を含み、全体で1242頁、13編81章からなる。図表5は、統一会計法および OHADA 会計システムの全体構成を示している。

OHADA 会計システムはどのような特徴があるのか。会計コンベンション、真実かつ公正な概観の位置づけ、基礎概念の定義に焦点を当ててみていこう。（以下、特に断りがない限り丸括弧内は OHADA 会計システムの原文の該当箇所である。）

図表5 統一会計法および OHADA 会計システムの構成（概要）

統一会計法	
第1編	物的会社および人的会社の会計
第2編	連結会計
第3編	罰則
第4編	経過措置
OHADA 会計システム	
第1部	OHADA プラン・コンタブル
第5編	概念枠組み
第6編	用語の定義
第7編	諸勘定の構成、内容、機能
第8編	特定取引および関連する問題
第9編	財務諸表の表示（標準体系）
第10編	財務諸表の表示（簡易体系）
第11編	勘定科目の説明
第2部	連結勘定に関する会計規定
第12編	連結勘定
第13編	結合勘定

3.2.1. 会計コンベンション

最初に、会計コンベンションを取り上げる。OHADA 会計システムは、財務諸表作成のために5つの会計コンベンションを規定している（pp.82-84）。取得原価、慎重性、正規性と透明性、期末貸借対照表と期首貸借対照表の一致、重要性である。取得原価主義からの離脱は、法が許容しない限り再評価を厳しく制限している（p.82）。法が許容する再評価（réévaluation légale）とは、加盟各国の税務規定であると説明されている。

会計コンベンションに関する記述のなかに、財務諸表の忠実性に関連付けて、真実かつ公正な概観についての解釈が述べられている。財務情報は真実かつ公正な概観を与える、と規定している。ただし、「真実かつ公正な概観の概念（le concept <d' image fidèle>）」は、定冠詞（le）を伴う特定の概念（l'image fidèle）としてではなく、抽象的な概念（une image fidèle）として受け入れられている（p.87）

にすぎない。OHADA 会計システムは、背景を次のように述べている。

「実務における真実かつ公正な概観は、規則ならびに OHADA 会計システムそれ自体の手続き、ひいては財務諸表作成者の見識が適用された結果として、通常は、取引、事象、状況の現実にもとづいて形成されるものである。(p.88)」

「(…) [抽象的な概念としての；著者注] 真実かつ公正な概観 (une image fidèle) が観察できない価値である以上、正確とも不正確ともいうことはできない。予想にもとづいて特定の概観 (l' image) を決めるのは、もし、手続きの限界が説明できないのであれば、理想的に過ぎ、あり得ないことである。(p.88)」

つまり、OHADA 構成国法域でもなく、フランス法域でもない、英国会社法域にルーツをもつ概念は、OHADA 諸国の会計および法域で形成されたわけではないから、会計手続きの限界を確認できない異質な概念であると解釈されている。このように決着した議論の過程を追跡しようがないのだが、「OHADA 統一法第3条および第6条に定める慎重性を尊重」し、「[OHADA 会計システムは真実かつ公正な概観に関して；著者注] 中立を保ち、この概念に権威を与えない (p.88)」と結論付けた（下線部は著者）。

企業の財産および損益の忠実な状態を財務諸表の利用者に提供するという目的のために、当面は、真実かつ公正な概観を抽象的な概念としてのみ受け入れ、財務諸表の忠実な描写は、OHADA 構成国内で徐々に蓄積されていくであろう会計専門家、監査人の判断と理論や教義によって明確になるまで慎重になるという判断である。当然、離脱についても慎重であり、「会計規則が不適切と判断される概観を提供するような場合は、離脱しなければならない例外的なケースである。その場合には離脱の因果を明確に注記・附属明細書に報告しなければならない。(p.88)」としている。

3.2.2. 質的特徴と基礎概念

次に、質的特徴と基礎概念を取り上げる。財務情報が有用であるために質的特性を備えなければならないと述べたうえで、本質的な質的特性として、頑健性、忠実性を、これらを支える質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性、を挙げている。さらに、会計基準を適用する際のコスト・ベネフィットの均衡にも触れている (pp.88-89)。

本稿第2節で考察したように、また Causse (1999) が明確に述べているように、OHADA 会計システム以前の会計は、フランスにルーツがある。にもかかわらず、OHADA 会計システムには IFRS の質的特徴に影響を受けたと考えられる部分があった。それでいて、真実かつ公正な概観には極めて厳密な解釈を付したうえで、取り入れ方には慎重であった。ユーロ・モデルや IFRS を注意深く観察し、国際的な動向から離れることなく、フランス語圏アフリカ会計モデルが構築されている、といえる。

そこで、最後に、IFRS が OHADA 会計システムにどのような変化を与えたのか基礎概念を取り上げ

ることによって確認しておきたい。

「資産 (actif)」は、次のように説明されている (p.92)。資産とは、過去の事象の結果として、企業が支配している現実の経済的資源であり、識別可能な項目である。経済的資源とは、経済的な利益を生産することができる権利ないしはその他のすべての源泉である。資産から生み出される経済的な利益とは、企業のネット・キャッシュ・フローにその資産が直接的または間接的に貢献することができる潜在能力である。

そして、「負債 (passif)」と「自己資本 (capitaux propres)」は、まとめて次のように説明されている (p.92)。そこには自己資本と企業の金融債務等、経営債務、金銭債務が含まれる。自己資本は内部資本ともいえる。外部資本には、リスク引当金、費用性引当金、支払債務が含まれる。自己資本は、所有主によって委ねられた資源である。

資産には、IFRS の定義の影響がみられる。しかし、もし、財務諸表の構成要素が IFRS に影響を受けているならば、負債の説明は「過去の事象から発生した現在の債務であり、これを決済するために経済的便益を有する資源が流出する…」とならなければならないのであるが、そのような表現にはなっていない。これに代えて、貸方項目を列挙しているのだが、全く IFRS の影響を受けていないのは明らかである。

3.2.3. 勘定組織

では、このような地域の制度的、現実的な判断は勘定構成に、なかんずく、簿記システムにどのような影響を与えているのか。フランス型の会計基準には、勘定組織体系が取り入れられており、アングロ・サクソン・モデルと際立った違いとなっている。また勘定組織は財務諸表体系の基礎である。

図表6は、OHADA 会計システムの勘定組織である。2017年1月に官報に掲載された OHADA 統一法附則にもとづいて作成した。

クラス1からクラス5は、貸借対照表を構成する勘定群であり、クラス6からクラス8は損益計算書を構成する勘定群である。クラス9は、契約に関する事項を記録する場所であり、かつ分析会計と呼ばれる原価計算勘定群である。クラス9に規定はなく、企業が柔軟に使用可能である。

OHADA 会計システムの勘定科目表は、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルと同じく10進法分類である。「9」で終わる勘定、たとえばクラス2の固定資産勘定の場合ならば、「29」は、減価償却¹²⁾ 累計額繰入および引当金に関する勘定項目である¹³⁾。

すべての2ケタの勘定科目には、勘定項目の説明、勘定番号の細分化、会計処理、記帳の際の相手勘定、決算振替仕訳、禁止されている会計処理、帳簿外で行う実務¹⁴⁾ が説明されている。これは、西部・中央アフリカ諸国に導入された OCAM プランのときから踏襲されている方法である。フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルにもこのような説明はあるが、OCAM プランや OHADA 会計システ

12) フランス語の *dépréciation* には減価償却と減損が含まれる。

13) クラス8とクラス9には、この法則は当てはまらない。

14) たとえば、クラス3では、実地棚卸が説明されている。

図表6 OHADA 会計システムの勘定組織

貸借対照表勘定			損益計算書勘定				クラス9
クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6	クラス7	クラス8
資本勘定	固定資産勘定	棚卸資産勘定	第三者勘定	財務勘定	費用勘定	収益勘定	その他費用・収益勘定
10 資本金	-	-	40 仕入先債務	50 一時所有有価証券	60 仕入・棚卸資産変動費	70 売上	-
11 積立金	21 無形資産	31 商品	41 得意先債務	51 通貨代用証券	61 輸送費	71 営業助成金	81 固定資産譲渡簿価
12 繰越金	22 土地	32 原材料等	42 人件費	52 銀行預金	62 外部サービス	72 繰延収益	82 固定資産譲渡益
13 当期純損益	23 建物・設備・備品	33 その他調達品	43 社会保障費	53 金融機関・類似機関	63 その他外部サービス	73 製品・サービス変動収益	83 経常外費用
14 投資助成金	24 資材、運搬具、生物資産	34 仕掛品	44 政府・地方公共団体	54 金融商品	64 租税公課	-	84 経常外収益
15 法定引当金等	25 固定資産関連前払金・内金	35 仕掛用役	45 国際機関	55 電子マネー	65 その他費用	75 その他収益	85 経常外繰入額
16 借入金・類似債務	26 資本参加証券	36 完成品	46 関連会社・グループ	56 銀行、クレジット	66 人件費	-	86 経常外戻入額
17 リース債務	27 その他金融資産	37 中間品、残留品	47 その他債務・債権	57 現金	67 財務費用・類似費用	77 財務収益・類似収益	87 従業員参加利益額
18 資本参加関連債務	28 償却累計額	38 運送品、委託品、倉庫保管品	48 経営外債務・債権	58 前払金、信用貸、内部振替	68 償却累計額繰入	78 経常費用・財務費用関連収益	88 補助金
19 リスク引当金	29 減価償却累計額	39 棚卸資産減耗損・評価損	49 短期リスク引当金	59 短期リスク引当金	69 引当金・減価償却費繰入	79 引当金戻入	89 法人所得税
							90 契約
							91 契約相手
							92 照会勘定
							93 再分類勘定
							94 原価勘定
							95 棚卸資産勘定
							96 原価差異勘定
							97 会計処理差異勘定
							98 損益勘定
							99 内部振替勘定

(注) OHADA, (2017), Journal Officiel, Acte Uniforme relatif au Droit Comptable et à l'information financière & système comptable OHADA (SYSCOHADA) を参照して作成。特に次の箇所を参照した。クラス1 (pp.216-222)、クラス2 (pp.223-232)、クラス3 (pp.233-236)、クラス4 (pp.237-245)、クラス5 (pp.246-249)、クラス6 (pp.250-258)、クラス7 (pp.259-263)、クラス8 (pp.264-266)、クラス9 (pp.267-269)。

ムほど詳しくない。つまり、OCAM プランや OHADA 会計システムの方が記帳重視の傾向があり、それゆえ大分な会計書となっている。

勘定番号の細分化についても述べておく。クラス 1 資本勘定を例にとると、13 当期純損益は次のように分解されていく。130 前期繰越、131 当期利益、132 売上総利益、133 付加価値、134 粗経営成果、135 経営成果、136 財務成果、…139 当期損失 という具合である。付加価値表示が残っているのは特徴といえる。

以上を小括すると、次のようになる。まず、OHADA 統一法ならびに OHADA 会計システムによって西部アフリカ諸国の会計統一化の方向性が明確に現れている。OHADA 会計システムは、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラル系統の会計原則・勘定科目体系である。OHADA 会計システムでは、OCAM プラン・コンタブルを継承し、今日に通じる利益概念、付加価値の計算と表示を残したことは改めて指摘するまでもない。他方、英国会社法の概念である「真実かつ公正な概観」には権威を与えなかった。OHADA 会計システムは、「真実かつ公正な概観」を超越的な普遍原理とはみなさず、また IASB の基礎概念に関しても負債と純資産の受容は留保したのである。こうした帰結は、ひとつには、OHADA 会計システムの随所に述べられているように「慎重性の原則」が発揮された結果であり、同時に OHADA 構成国において沸々と醸成されつつある会計・監査実務の状況に照らした結果であろうと推測される。もうひとつは、もはや OHADA 構成国においては、フランスの会計基準設定主体主導で、本国フランスと旧植民地諸国のプラン・コンタブルが一元管理されているわけではないことも判明した。フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルは西部・中部アフリカ諸国では、会計基準黎明期であった1960年から1980年に模倣モデルとして機能した。しかし、今日では、フランスとアングロ・サクソンを折衷させたユーロ・アフリカ・モデルを形成したと結論できる¹⁵⁾。

4. 適用事例

ここまでで、OHADA 会計システムの概要をみてきた。実際にどのような企業に適用されているのか。図表 7 は、アフリカのトップ・カンパニー 250 社から北部・中央部・西部地域のトップ・カンパニーを抽出したものである。ただし、フランスを旧宗主国としている国に限定しているため、エジプトは除かれている。2017年における株式時価総額にもとづく順位であり、産業、企業名をリストしている。

国別では、モロッコ企業が27社であり、モーリシャス企業が6社、チュニジア企業が5社、ブルキナファソ企業とコートジボワール企業が各3社である。産業別では、銀行業が17社、食料品が6社、

15) フランス語圏会計学会には、OHADA 会計システムを、ブラック・アフリカ色の強い会計とみなすのではなく、欧州における会計調和化の影響を受けた会計基準と位置付け（たとえば、Colasse, 2009；Ngantchou, 2011）、フランス会計基準の将来を予測する題材として検討されている。OHADA 会計システムは、欧州大陸モデルとアングロ・サクソン・モデルの融合型の会計システムであるという認識である。先進国で「世界標準（universels：仏）」とされた会計が、ローカルな特殊性を考慮した会計情報の目的適合性を保証するという会計のロジックのために選択された（Kitémo and Mereau, 2016）という見方もされている。

図表7 北部・中央部・西部地域のトップ・カンパニー
(2017年における株式時価総額による)

順位	企 業 名	産 業	国 名
19	Attijariwafa Bank	銀行業	モロッコ
33	Banque Centrale Populaire	銀行業	モロッコ
34	LafargeHolcim Maroc	建設資材業	モロッコ
42	Sonatel	情報・通信業	セネガル
44	Banque Marocaine du Commerce	銀行業	モロッコ
71	Ciments du Maroc	建設資材業	モロッコ
83	MCB Group	銀行業	モーリシャス
85	Wafa Assurance	保険業	モロッコ
86	Cosumar	食料品	モロッコ
95	Total Maroc	石油・石炭製品・ガス	モロッコ
97	Managem	鉄鋼・鋳業	モロッコ
101	Marsa Maroc	港湾インフラ業	モロッコ
106	SFBT	食料品（飲料）	モロッコ
117	Afriquia Gaz	石油・石炭製品・ガス	モーリシャス
118	Greenbay Properties	不動産業	モロッコ
126	Credit Immobilier et Hoteller	銀行業	モロッコ
134	BMCI	銀行業	モロッコ
138	Centrale Danone	食料品	モロッコ
139	Société Général Banque en Côte d'Ivoire	銀行業	モロッコ
141	IBL	商業他	モーリシャス
144	Ecobank Transnational Inc	銀行業	ドーゴ
153	Société des Brasseries du Maroc	食料品（飲料）	モロッコ
161	BIAT	銀行業	チュニジア
163	SBM Holdings	銀行業	モーリシャス
173	Poullna Group Holding	商業他	チュニジア
174	Banque de Tunisie	銀行業	チュニジア
176	Auto Hall	小売業	モロッコ
179	Onatel	情報・通信業	ブルキナファソ
180	Saham Assurance	保険業	モロッコ
185	Crédit de Maroc	銀行業	モロッコ
189	Coris Bank International	銀行業	ブルキナファソ
190	Lyonnaise des Eaux de Casablanca	水道事業	モロッコ
193	Attijari Bank	銀行業	チュニジア
195	Residences Darada	不動産業	モロッコ
201	SMI	鉄鋼・鋳業	モロッコ
202	Société de Limonaderies et de Brasseries d'Afrique	食料品（飲料）	コートジボワール
217	ENL Land	食料品	モーリシャス
219	Lesieur Cristal	食料品	モロッコ
224	Société Ivoirienne de Banque	銀行業	コートジボワール
225	Delice Holding	食料品	チュニジア
226	Bollere Africa Logistics	空運業・ロジスティックス	コートジボワール
229	Bank of Africa-Benin	銀行業	ベナン
230	Label Vie	食料品・小売業	モロッコ
231	Bank of Africa-Burkina Faso	銀行業	ブルキナファソ
240	Oulmes Etat	食料品（飲料）	モロッコ
247	Ciel	繊維製品・ホテルリゾート	モーリシャス
250	Atlanta	保険業	モロッコ

<http://africanbusinessmagazine.com/top-250-african-companies/top-250-african-companies-2017-recovery-proves-elusive-africas-major-stocks/>

食料品（飲料）が4社、保険業が3社、となっている。

では、図表7 北部・中央部・西部地域のトップ・カンパニーのなかから、開示例をみていこう。実際にアニュアル・レポート等を確認できる企業を取り上げる。ガボン、セネガル、コートジボワールの企業を紹介する。セネガルとコートジボワールは西部アフリカ経済通貨同盟に加盟しているので、広域証券取引所に関係がある。

図表8は、トタル・ガボン社の会計方針の抜粋である。同社は、フランスの国際石油資本トタル社の子会社であり、58%株式所有されている。

図表8 トタル・ガボン社の会計方針

当社のアニュアル・レポートは、組織および会計の調和化をもたらす OHADA（アフリカ商事法調和化機構）会計法に規定される会計原則に準拠して決算された。ただし、石油部門の特殊性に鑑み、また1971年4月19日の取り決めにもとづく事項の会計処理については離脱した。（…）

OHADA 会計基準にもとづく会計処理（そのうち、会計基準の主要な部分ならびに年次財務報告書の表示を作成するために使用された会計処理）は、実質的にフランスの1982年プラン・コンタブル・ジェネラルに一致している。（…）

（注）2016年のアニュアル・レポートより抜粋。下線部は著者。

図表9 Groupe Sonatel の会計方針

連結財務諸表の表示

当社グループの連結財務諸表は SYSCOA が示す様式にしたがって表示している。貸借対照表、損益計算書、資金の源泉使途表を作成している。

連結財務諸表の作成基礎

当社グループの連結財務諸表は、取得原価にもとづいて作成され、セネガルで一般に認められた会計原則に従って表示されている。セネガルで一般に認められた会計原則は、1998年1月1日から適用されている SYSCOA の規定に一致している。

（注）2017年の投資家向け資料より抜粋。下線部は著者。

図表9は、ソナテル・グループ社の会計方針である。Sonatelの社名は、Société Nationale de Télécommunication du Sénégalであり、セネガルの情報通信大手である。広域証券取引所である西部アフリカ地域証券取引所に上場しているため、アビジャンで取引されている。

図表10 コートジボワール電力（CIE）の会計方針

会計規則および会計処理方法

2016年12月31日に決算した12ヶ月間の会計期間の財務諸表は、コートジボワールで適用されている会計規則に準拠しており、2003年10月からコートジボワールで適用されている OHADA 会計統一法の規定にしたがって表示されている。過年度の財務諸表と比較可能である。（…）

固定資産は取得原価で記録する。（…）開業費は、関連する年度にわたって完全に償却する。その他のすべての無形資産は3年間または5年間で償却する。（…）

（注）2016年のアニュアル・レポートより抜粋。フランス語読みで、イボワール電力と訳す場合もある。下線部は著者。

図表10はコートジボワール電力社の会計方針である。本社はコートジボワールの首都アビジャンにある。CIE はコートジボワールで発電した電力をベナン、ブルキナファソ、ガーナ、トーゴ、マリ、ギニアへ送電網を利用して輸出している。

2016年のアニュアル・レポートには、貸借対照表（固定配列法）、損益計算書（付加価値表示）があり、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルと同じ財務諸表様式である。取得原価主義を採用している。IFRS 準拠に関する説明はない。

このように、中央部・西部アフリカ地域における主要企業の会計方針を確認した結果、中央部・西部アフリカ地域では OHADA 会計システムに準拠しているか、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルおよびその派生会計基準である SYSCOA に準拠していることが分かった。そして、SYSCOA と OHADA 会計システムのダブル・スタンダード化は解消されており、OHADA 構成国内で会計統一化の方向性にあることは、第3節、3.1.において述べたとおりである。

最後に、中央部・西部アフリカ地域における株式市場の現状を考察する。杉本（2010）によれば、アフリカ経済は、資源価格高騰を契機に、輸出と投資を増やし成長を好転させつつある。成功を持続的にするため国内貯蓄を生産性の高い投資へ効率的に配分できるよう国内の金融システムを構築し外国からの資金をより多く調達することが求められる、という。外国からの資金調達額は直接・間接投資を合わせると政府開発援助を上回ることを確認している。株式投資を含む間接投資の役割は相対的に小さいものの、急成長している。（株式投資残高は、2001年と2012年の比較で、4.78倍である¹⁶⁾。）そのうえで、2004年以降、アフリカの株式市場がもはや隔離された存在ではなく¹⁷⁾、2012年以降は株式市場が地域相関を強めていることを発見している。株式市場が経済成長に貢献するためには、流動性の高まりが課題であると指摘し、その具体的な対処として電子取引システムの導入などで取引執行の向上に努めることを提案している。

中央部・西部アフリカ地域には、時価総額の小さい取引所が連携しようとする動きがあることは、Tachiwou（2010）も考察している。地域経済共同体を基盤とした証券取引所の連携ないしは広域証券取引所構想が当該地域の一層の成長を促進することが期待されるなかで、西部アフリカ地域証券取引所（BRVM）に上場されている企業の財務報告は、統一会計基準である OHADA 会計システムがインフラとしてあり、本国フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルも根強く支持を受けている。

5. おわりに

本稿では、中央部・西部アフリカ諸国に導入された会計基準である OCAM プラン・コンタブルと OHADA 会計システムを通して、アフリカの新興経済国が「最良の」会計基準をどのように取り入れてきたのかを検討してきた。会計基準の変化は経済発展経路や法制度の変化を集約しているものであ

16) 杉本（2010、110頁、表1）を参照して、計算した。

17) つまりアフリカ企業の資金調達が容易になるという反面、グローバルショックに脆いというプラスとマイナスの側面をもつ（杉本、2010、115頁）。

るから、各国・地域に固有の特徴を抽出するため歴史的なアプローチを採用した。真実かつ公正な概観、基礎概念、勘定組織に焦点を当てて考察した。その結果、真実かつ公正な概観の OHADA 会計システムへの取り込み方は、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルにおける取り込み方よりも慎重であることが明らかになった。IFRS 適用の適否は、資産概念はほぼ全面的に受け入れたのに対して、負債概念は IFRS の影響を全く受けていないことが確認できた。

アフリカ諸国では、ヨハネスブルグ証券取引所やエジプト証券取引所を除いて、多くが株式市場を有効に活用できていない状態にあるという指摘がある。しかし、本稿の考察によって、OHADA 諸国に広域証券取引所が形成され、OHADA 会計システムが地域の証券取引規制を促進するインフラとして整備されつつあることが明らかになった。OHADA 構成国にとっては機構内諸国が直面する相互に関連する政治的、経済的、社会問題に取り組むために生まれた構想かもしれない。それでも会計システムの形成過程から先鋭すれば、各国が、互いに広域のパートナー国となって統合された小地域戦略を展開しつつあるという局面が明らかになった。OHADA 会計システムという統一会計基準が地域のトップ・カンパニーに浸透してゆく側面も含め、今後、上場企業や投資を獲得し効率的に資金調達するための、ガバナンスにも注意を払う必要があるだろう。

参考文献

- 岡田昭男（2002）「通貨共同体（CEMAC）の発足—旧仏領中部アフリカの UDEAC の改組による—」『外務省調査月報』No.2。（<http://ailaw.co.jp/blog/post7081/>）
- 黒田全紀（1989）『EC 会計制度調和化論』有斐閣。
- 小塚莊一郎（2004）「アフリカにおける統一商事法」『国際商事法務』国際商事法研究所、Vol.32、No.2、180-186頁。
- 小塚莊一郎、曾野裕夫（2015）「OHADA（アフリカ商事法調和化機構）による統一契約法の挑戦と挫折」『北大法学論集』第66巻第4号、294-316頁。
- 杉本喜美子（2014）「アフリカにおける株式市場の発展とその経済効果」『アフリカレポート』日本貿易振興機構アジア研究所、No.52、106-118頁。
- 徳織智美（2013）「アフリカにおける地域経済統合の展開と今後の展望」『経済学研究』北海道大学大学院経済学研究科、第62巻第3号、79-93頁。
- 西浦昭雄（2003）「ファミリービジネスとガバナンス—南アフリカ共和国の事例」平野克己編『アフリカ経済学宣言』第10章所収、アジア経済研究所研究双書 No.529、327-383頁。
- 野村健太郎（1990）『フランス企業会計』中央経済社。
- 林宏美（2010）「アフリカにおける広域証券取引所構想と課題」『野村資本市場クォーターリー』2010 Autumn、60-74頁。
- 藤田憲（2010）「戦後期ヨーロッパ統合とフラン圏通貨委員会—「フラン圏のヨーロッパ化」をめぐって」『アジア・アフリカ研究』第395号、19-38頁。

- AEO. (2016). *African Economic Outlook 2016*. Retrieved from http://www.africaneconomicoutlook.org/sites/default/files/content-pdf/eBook_AEO2016.pdf
- AEO. (2017). *African Economic Outlook 2017*. Retrieved from https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AEO_2017_Report_Full_English.pdf
- Alexander, D. & Nobes, C. (1994). *A European Accounting to Financial Accounting*, London, UK: Prentice Hall. (D.アレキサンダー、C.ノウブズ著、小津稚加子、山口桂子訳 (1998)『欧州財務会計』白桃書房)
- Alexis, N. (2011). Le Systèmes Comptable OHADA: Une Réconciliation Des Modèles Européen Continental et Anglo-Saxon ? *Comptabilité Contrôle Audit*, Association Francophone de Comptabilité, Tome 17, 31-53.
- Blin, P. (1995). Du plan comptable OCAM au projet de plan comptable zone franc ou de l'exception culturelle comptable francophone, In *L'Ecole Française de Comptabilité: Mélanges en l'honneur du Professeur Claude Pérochon*, Paris, France: Foucher. 27-49.
- Causse, G. (1999). Vingt ans de normalisation comptable et de PCG: Son influence dans les pays d'Afrique francophone, *Comptabilité Contrôle Audit*, Association Francophone de Comptabilité, Tome 5, 211-222.
- Colasse, B. (2001). *Comptabilité générale (PCG 1999 et IAS)*. 7ème edition, Paris, France: Economica.
- Colasse, B. (2009). Le Syscoa-OHADA à l'heure des IFRS, *Revue Française de Comptabilité*, 25, 25-29.
- Collette, C. & Richard, J. (1990). *Comptabilité Générale par la méthode des flux*, Paris, France: Dunod.
- Conseil Africaine de Comptabilité. (1985). *Observations relatifs à l'avant projet du Système Comptable Africaine de Référence*, fait à Kinsasha.
- China Africa Investment Forum. (n.d.). *The Africa Report 2016*.
- De Kerviler, I. (1986). *Droit comptable (Entreprise)*, 1^{er} édition.
- Dobill, M. (2013). *Comptabilité OHADA, TOME 1: Comptabilité Générale*, Paris, France; Douala, Cameroun: Édition KARTHALA et AECC.
- Groupe de Banque mondiale, Doing Business dans les Etats members de l'OHADA 2017 - Comparaison des Réglementations S'appliquant Aux Entreprises Locales Dans 17 Etats Membres et A Travers Le Monde, Washington DC, Banque internationale pour la reconstruction et le développement / Banque mondiale. 1-105.
- IMF. (2017). CPIS Table 16: All Economies-Derived Portfolio Investment Liabilities (Derived from Creditor Data). Retrieved from <http://data.imf.org/regular.aspx?key=60587820>
- Kitémo, P. & Mereau, J. (2016). Le système comptable OCAM-SYSCOA-OHADA face à la mondialisation: contribution aux hypothèses d'une nouvelle logique conceptuelle, *Revue internationale des sciences de l'organisation*, mai 2016, 1.
- OHADA. (2017). Journal Officiel, Acte Uniforme relatif au Droit Comptable et a l'information financiere & systeme comptable OHADA (SYSCOHADA), 1-1242. Retrieved from http://www.ohada.com/content/newsletters/3349/audcif-2017_jo-final.pdf
- OHADA. (n.d.). Historique de OHADA. Retrieved from <http://www.ohada.org/index.php/en/ohada-in-a>

nutshell/history.

- Pérochon, C. (2000). Normalisation Comptable francophone. In B. Colasse (Ed.) *Encyclopedie de Comptabilité, Contrôle de gestion et Audit* (pp.905-918). Paris, France: Economica.
- Prost, A. & Paul, J. (1970). Le Plan Comptable Général des États de L'O.C.A.M. (Organisation commune des États africains et malgache), *Revue française de comptabilité*, 107, Novembre, 807-822.
- Sambe, O. & Diallo, M. I. (2014). SYSCOA révisé ou Système comptable OHADA (SYSCOHADA) : Quel référentiel appliquer ?, Retrieved from <http://www.ohada.com/actualite/2238/syscoa-revise-ou-systeme-comptable-ohada-syscohada-quel-referentiel-appliquer.htm>
- Secrétariat Général de l'O.C.A.M. (1988). *Plan Comptable Général des Entreprises*, Edition 1988.
- U. N. (1991). *Accounting Development in Africa, Challenge of the 1990's*.
- Walton, P. (1996). *La comptabilité anglo-saxonne*, Paris, France: Editions La Decouverte.

Web サイト :

- SYSCOHADA Guide d'application. Retrieved from <http://www.ohada.com/content/newsletters/3504/Guide-d-application-du-SYSCOHADA.pdf>
- CIE, Rapport Annuel 2016. Retrieved from http://www.cie.ci/ebook/rapport_annuel_CIE_2016/.
- Total Gabon, Rapport Financier Annuel 2016. Retrieved from http://www.total.ga/sites/totalgabon/files/atoms/files/totalgabon_rapport_financier_annuel_2016_complet.pdf.
- Groupe Sonatel, Resultat Financier 2017. Retrieved from http://www.brvm.org/sites/default/files/presentation_resultats_financiers_2017_sonatel.pdf.

略語一覧

- BRVM (Bourse régionale des valeurs mobilières) : 西部アフリカ地域証券取引所
- INSEE (L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques) : フランス国立統計経済研究所
- O.C.A.M. (Organisation Commune des États Africains Malgache et Mauricienne) : アフリカ・マダガスカル共同機構 (1973年にマダガスカルが脱退し、Organisation Commune des États Africains et Mauricienne アフリカ・モーリシャス共同機構となった)
- OHADA (Organisation pour l'harmonisation en Afrique du droit des affaires (仏)、Organization for the Harmonization of Business Law in Africa (英)) : アフリカ商事法調和化機構
- SCAR (Observations relatifs à l'avant project du Système Comptable Africaine de Référence : アフリカ基礎会計システムのためのプロジェクト案)
- SYSCOA (Le Système Comptable Ouest-Africain) : 西アフリカ会計システム
- SYSCOHADA (Le Système Comptable Ouest-Africain – OHADA) : OHADA 会計システム
- UEMOA (Union Economique et Monétaire Ouest Africaine (仏) / West African Economic and Monetary Union (WAEMU : 英)) : 西部アフリカ経済通貨同盟